

トキのオリジナル絵本「いずものトキ くるりのぼうけん」に登場するキャラクターのイラスト使用規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、トキの放鳥・野生復帰に向けた普及啓発・機運醸成を図るため作成したトキのオリジナル絵本「いずものトキ くるりのぼうけん」のイラスト(以下「イラスト」という。)を、使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(イラスト)

第 2 条 イラストのデザイン、色、縦横の比率は、別紙のとおりとする。

(使用の範囲)

第 3 条 イラストは、次のいずれかに該当する場合において、使用することができる。

- (1) 行政サービスの提供を行うとき。
 - (2) 市の事業又は市が認めた事業で使用するとき。
 - (3) 市の観光及び特産品の宣伝普及に寄与すると認められるとき。
 - (4) トキの放鳥・野生復帰に向けた普及啓発・機運醸成に寄与すると認められるとき。
 - (5) その他、市長が認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、イラストの使用を禁止する。
- (1) 市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがあるとき。
 - (2) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがあるとき。
 - (3) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
 - (4) 特定の政治、思想、宗教の活動及び射幸心をあおる事物に使用するとき。
 - (5) 特定の個人又は団体の売名に利用しようとするとき。
 - (6) 不当な利益を得るために利用される恐れがあるとき。
 - (7) 著作者、著作権者及びイラストのイメージを損なう恐れがあるとき。
 - (8) その他、市長が不適当と認めるとき。

(使用の申請)

第 4 条 イラストを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ「いずものトキ くるりのぼうけん」イラスト使用許可(変更)申請書(様式第 1 号。以下「使用申請書」という。)を提出し、市長の許可を受けなければならない。ただし、報道機関等が報道若しくは広報の目的で使用する場合、又は著作者及び著作権者が使用する場合は、申請を省略することができる。

- 2 使用者は、イラストの一部を切除して使用するときは、前項に規定する使用申請書に必要な事項を記載しなければならない。

(使用の許可)

- 第 5 条 市長は、前条の規定により使用申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、「いずものトキ くるりのぼうけん」イラスト使用許可書(様式第 2 号。以下「使用許可書」という。)により、使用者に通知する。

(遵守事項)

- 第 6 条 使用者は、イラストを使用するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) イラストは、定められた形、色に沿って正しく使用し、一切の改変をしてはならない。ただし、印刷物のデザイン上、単色印刷を選択しても差し支えない。

(2) 許可した用途のみに使用すること。

(3) 使用者は、物件の製作開始前に、完成の状態がわかる資料を速やかに市長に提出しなければならない。

(4) 使用者は、その使用に際して商標登録出願を行うことはできない。

(5) イラストを使用し作成した印刷物等に、必ず著作者のクレジット「©つじいようすけ」を記載すること。著作権者よりイラストの使用用法や製作物について、申し入れ又は申し立てがあった場合には、使用者は市の指導に従い対処しなければならない。

(6) 許可を受けた権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用内容の変更)

- 第 7 条 使用者は、第 5 条の規定により許可を受けた使用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ第 4 条の規定に準じてその手続きをしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により使用の内容について変更の申請があったときは、第 5 条に準じて措置するものとする。

(使用許可の取り消し)

- 第 8 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

(1) この規程に違反したとき又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(3) その他、市長が不相当と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により使用の許可を取り消すときは、「いずものトキ くるりのぼうけん」イラスト使用許可取消通知書(様式第 3 号。以下「使用許可取消書」という。)により、使用者に通知する。

(報告等)

第 9 条 市長は、使用者に対し、イラストの使用状況について報告を求め、又はイラストを使用した資料、物品等の提出を求めることができる。

(事故への対応等)

第 10 条 イラストを使用した資料、物品等に関して事故、苦情等(以下「事故等」という。)が発生した場合は、使用者がその責めを負うものとし、当該事故等の解決のため必要な措置を講じなければならない。

2 当該使用に係る物品を原因とする事故に対しては、市は一切の責任を負わない。

(使用料)

第 11 条 使用許可を受けた者に対するイラストの使用料は無料とする。

(損失補償等の責任)

第 12 条 市は、イラストの使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(補足)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、イラストの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙)

(様式第 1 号)

(様式第 2 号)

(様式第 3 号)

様式第 1 号（第 4 条関係）

令和 年 月 日

「いずものトキ くるりのぼうけん」イラスト使用許可（変更）申請書

出雲市長 様

住所
商号又は名称
代表者氏名

「いずものトキ くるりのぼうけん」に登場するキャラクターのイラストを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用目的	
使用区分・名称	☐ 印刷物 ☐ 商品・景品 ☐ WEB ☐ その他 名称：
具体的な内容	※使用箇所、使用規格等を記入してください。商品・景品の場合、販売価格（税込）、製造予定数、販売場所、販売先等を記入してください。
使用するイラスト	※別紙一覧に記載のイラストNoを記入してください。
使用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
連絡先	担当者名： 電話番号： E-MAIL：

添付書類

- (1) 企業、団体等の概要書（パンフレット等）
- (2) 使用する物件（商品）の完成見本（見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等）
- (3) 食品の場合は、製造若しくは販売に係る保健所の営業許可証（写）又は県内各店舗の業務開始報告書（写）及び製造又は販売をする店舗一覧

様式第2号（第5条関係）

令和 年 月 日

様

出雲市長 飯塚俊之

「いずものトキ くるりのぼうけん」イラスト使用許可証

令和 年 月 日付けで申請のありました「いずものトキ くるりのぼうけん」に登場するキャラクターのイラスト使用について、下記のとおり許可します。

記

- 1 使用区分
- 2 使用名称
- 3 使用物件の内容
- 4 使用イラスト
- 5 使用期間
- 6 使用条件
- 7 使用上の注意
 - (1) 許可を受けた目的及び用途以外に使用しないこと。
 - (2) 許可を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
 - (3) 許可を受けた物件等に、著作者のクレジット「©つじいようすけ」を記載すること。
 - (4) 定められた形、色に沿って正しく使用し、一切の改変をしないこと。
※単色印刷は可
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市の指示に従うこと。

様式第3号（第8条関係）

令和 年 月 日

様

出雲市長 飯塚俊之

「いずものトキ くるりのぼうけん」イラスト使用許可取消通知書

令和 年 月 日付けで許可した内容について、下記のとおり許可を取り消します。

記

1 許可を取り消す物件の名称・内容等

(1) 区分

(2) 名称

(3) 内容

(4) 使用イラスト

2 取消理由

出雲市トキのオリジナル絵本「いずものトキ くるりのぼうけん」キャラクターイラスト

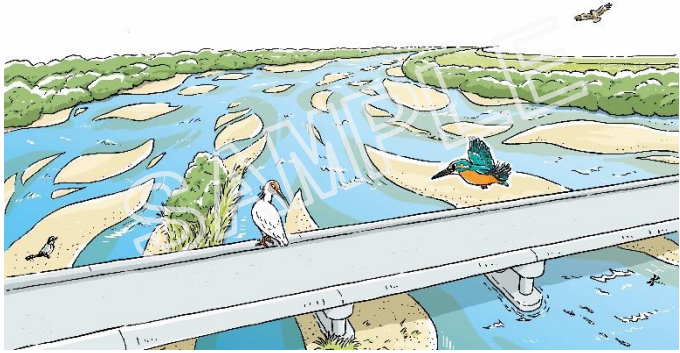
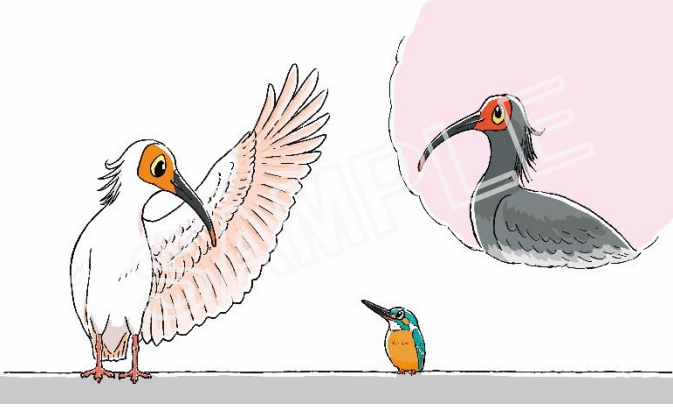
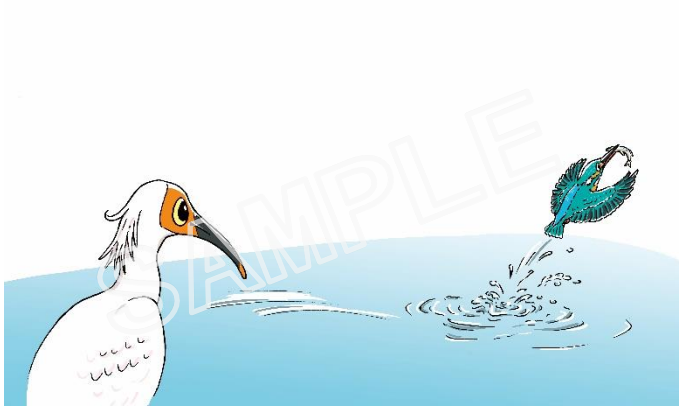
イラスト No. 1 (タイトル：表紙・裏表紙)	イラスト No. 2 (タイトル：中表紙)
	
イラスト No. 3 (タイトル：場面 1 / くるり)	イラスト No. 4 (タイトル：場面 2 / くるり・カワセミ①)
	
イラスト No. 5 (タイトル：場面 3 / くるり・カワセミ②)	イラスト No. 6 (タイトル：場面 4 / くるり・カワセミ③)
	

イラスト No. 7

(タイトル：場面 5 / くるり・アオサギ①)



イラスト No. 8

(タイトル：場面 6 / くるり・アオサギ②)



イラスト No. 9

(タイトル：場面 7 / くるり・アオサギ③)



イラスト No. 10

(タイトル：場面 8 / くるり・アオサギ・オオタカ)



イラスト No. 11

(タイトル：場面 9 / くるり・男の子①)



イラスト No. 12

(タイトル：場面 10 / くるり・男の子②)



イラスト No. 13
(タイトル：場面 11／くるり・男の子③)

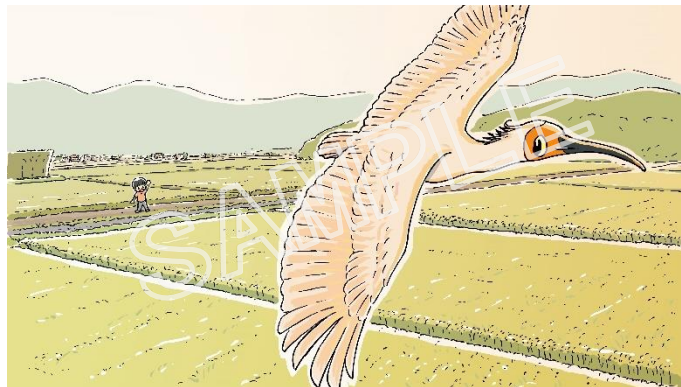


イラスト No. 14
(タイトル：場面 12／ねぐら)



イラスト No. 15
(タイトル：カット絵／くるり①)



イラスト No. 16
(タイトル：カット絵／くるり②)

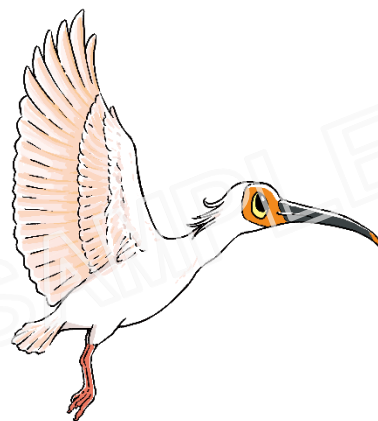


イラスト No. 17
(タイトル：カット絵／くるり③)

